

令和4年(ワ)第70号 妨害予防請求事件

原告 中国電力株式会社

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

訴えの追加的変更申立書

令和5年9月7日

山口地方裁判所岩国支部 御中

原告訴訟代理人弁護士

末 国 陽 夫



同

松 村 和 明



同

河 本 豊 彦



同

川 本 賢 一



同

新名内 沙 織



上記当事者間の御庁令和4年（ワ）第70号妨害予防請求事件について、原告は、下記のとおり、請求の原因を追加する。

### 請求の原因の追加

訴状記載の請求の原因に下記のとおり追加する。

原告と被告との間では、御庁平成21年（ヨ）第13号使用妨害禁止仮処分申立事件の保全取消請求事件（山口地方裁判所平成24年（モ）第36号保全取消請求事件）において、原告が適法に埋立てに関する工事を再開したとき以外の場合につき「本件仮処分決定（原告訴訟代理人注：上記使用妨害禁止仮処分申立事件の平成22年1月18日付け決定）主文第1項の『債権者の同水面に対する使用』とは、本件公有水面における地質、水温、流況その他の項目に関する調査・・・に限る」ことを確認するなどした和解が成立している（甲第8号証）。この和解により、被告は、原告が埋立てに関する工事の施行区域において実施する海上ボーリング調査を妨害してはならない不作為義務を負う。

しかしながら、令和元年から令和3年にわたり、被告により海上ボーリング調査に対して、上記仮処分決定および和解に反して妨害行為がされ、原告が今後海上ボーリング調査等を実施しようとするときに被告が妨害するおそれが極めて高いことから、原告は、上記和解による不作為請求権に基づき、請求の趣旨記載のとおり判決を求めるものである。

なお、上記和解については、訴状及び原告準備書面1に記載しており、原告は請求の原因の追加を検討していたところ、このたび訴えの追加的変更申立てをするものである。

以上